

(様式第2号)

福祉サービス第三者評価結果報告書

事業者名 有限会社ケアサービス研究所

評価実施期間 平成20年10月9日～11月22日

1 評価機関

名称	特定非営利活動法人 シルバーサービスネットワーク鹿児島
所在地	鹿児島市真砂町34番1号南光ビル303号

2 事業者情報

【平成20年10月31日現在】

事業所名称： デイサービスコスモス	サービス種別： 通所介護
開設年月日：平成15年6月30日	管理者氏名 田之畑 毅
設置主体： 有限会社 ケアサービス研究所	代表取締役 柳川ケイ子
経営主体： 有限会社 ケアサービス研究所	代表取締役 柳川ケイ子
所在地：〒899-5544 鹿児島県始良郡始良町大山字小坂元69番	
連絡先電話番号：0995-67-8299	FAX番号：0995-66-4050
ホームページアドレス	E-mail sp398bd9@galaxy.ocn.ne.jp
基本理念 「やさしく、あたたかく、あなたの気持ちに寄り添います」 加齢や疾病により自立した生活が困難になった利用者に対して、その人らしい生活を継続させるため、食事・入浴・排泄・レクリエーション等の日常生活の世話、及び心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、本人の意向を踏まえ、その有する機能に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援し、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。 運営方針 1 当事業所において提供する通所介護は、介護保険法ならびに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者の自立およびその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービス	

スを提供する。

- 3 利用者またはその家族に対し、サービスの内容および提供の方法について分かりやすく説明し、同意のもとで提供する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する
- 5 常に提供したサービスの質を管理・評価し、質の向上に努める。
- 6 居宅サービス計画に沿った、通所介護を提供する。

【利用者の状況】

定員 24名	利用者数 35名
--------	----------

【利用者の年齢階層、介護度】

年齢区分	要支援 1	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
～64歳					1		1
65～74歳		2		2			4
75～84歳	1	3	5	5	1		15
85～		7	4	2	1	1	15
計	1	12	9	9	3	1	35

【職員の状況】

職種	勤務区分				※常勤換算	※基準職員数
	常勤(人)		非常勤(人)			
	専従	兼務	専従	兼務		
管理者		1				
生活相談員		2				
看護師 (機能訓練員)				4		
介護員		2		2		
前年度採用・退職の状況			採用	常勤 2 人		非常勤 4 人
			退職	常勤 2 人		非常勤 2 人
○常勤職員の当該法人での平均勤務年数					3.8 年	
○直接処遇に当たる常勤職員の当該法人での平均勤務年数					年	
○常勤職員の平均年齢					42.5 歳	
○うち直接処遇に当たる職員の平均年齢					歳	

3 評価の総評

◇特に評価の高い点

- ・ 理念および基本方針は、“自分が受けたい介護”を基に職員の意見を集約してつくられており、毎年度の事業計画については、利用者、ご家族に加えて地域の方々の意見も取り入れて評価・見直しを行っている。
- ・ 近年の傾向である認知症や家庭環境、独居や高齢者単独世帯の増加による在宅生活の継続困難事例、生活保護や行き倒れといった状況を踏まえ、法人の他事業と合わせてニーズに対応するべく取り組んでいる。
- ・ 適切な介護技術をもってサービスを提供するという基本方針に沿って、研修受講後は実際の介護場面で習得度合いを確認するなど、職員の資質の維持向上を図っている。また、朝夕の利用者心身状況および事業所安全管理状況の報告体制が十分に機能しており、急変時の早期対応に資するなどの成果が見られる。
- ・ 日常会話でのやり取りをはじめ、献立会議や利用者中心の意見交換の場である茶飲み会等で満足度チェックや嗜好調査を行っており、利用者満足の向上に努めている。また、経営者および管理者は毎月利用者宅を訪問しており、本人やご家族の意向や要望に直接耳を傾けサービス計画に反映している。
- ・ 地元自治会に加入して高齢者宅訪問やゴミ収集活動に参加したり、町主催の民生委員研修会や生き生きサロン、医療機関の学習会等へ代表者が講師として出向くなど、事業所の有する機能を地域へ還元している。また、介護関係組織・団体のネットワーク化や実習生の受け入れにも積極的に尽力している。

4 第三者評価結果に対する事業者のコメント

通所介護として規定されている外部評価としては、公表が義務づけられているが、それ以外に自主的に自事業所を客観的に評価し、質の向上を図るために、今回第三者評価を受審した。

評価内容は全身の毛細血管に及ぶ程多岐にわたり、血の通うものであったと感激している。ただ項目を充たしているか否かのチェックのみではなく、事業所が一丸となって生き甲斐をもち取り組んでいるケアについて、理解と励ましとアドバイスを同じ介護を目指す仲間として共に語り合えることができ、益々精進したくなる意欲を引き出してもらえる審査であった。更に多くの疑問や戸惑いをも相談することができ、真の相互作用を引き出せた。また、貴評価事業所の姿勢と理念を感じ取ることができ、これこそ利用者、受審に向けて、今回の結果を常に振り返りながら、更に職員の質の維持、向上に努力していきたい。

5 評価結果(別紙)

6 利用者調査の結果(別紙)